## 〇石川県自動車等運転免許試験実施規程

平 成 2 9 年 3 月 3 日 石川県公安委員会規程第5号

石川県自動車等運転免許試験実施規程を次のように定める。

石川県自動車等運転免許試験実施規程

石川県自動車等運転免許試験実施規程(平成24年石川県公安委員会規程第4号)の全部を改正する。

### 目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 適性試験(第5条・第6条)
- 第3章 学科試験(第7条・第8条)
- 第4章 技能試験(第9条-第20条)
- 第5章 試験結果処理(第21条-第23条)
- 第6章 緊急自動車の運転資格審査 (第24条)
- 第7章 試験官(第25条-第27条)
- 第8章 雑則 (第28条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第89条第3項、第97条、第97条の2、第100条の2、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)及び石川県道路交通法施行細(昭和35年石川県公安委員会規則第12号)の規定に基づき自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の技能検査、運転免許試験、外国の行政庁の運転免許を有する者が自動車等を運転することに支障がないことの確認、再試験、法第91条及び規則第18条の5の規定による限定の全部又は一部の解除を受けるための審査、規則第15条の2の規定による緊急自動車の運転資格の審査(以下「免許試験」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(試験委員等)

- 第2条 免許試験を行うため試験委員を置く。
- 2 試験委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
- (1) 警察本部交通部長の職にある者
- (2) 警察本部交通部運転免許課長の職にある者
- (3) 前号に掲げる者のほか警察本部交通部運転免許課(以下「免許課」という。)の職員で警察本部長が指定する者
- (4) 警察署長の職にあるもので警察本部長が指定する者
- 3 前項第1号の試験委員を試験委員長とし、同項第2号の試験委員を試験副委員長とする。

- 4 試験委員長は、委員を代表しその事務を指揮監督し、試験副委員長は、試験委員長を補佐 し、その事務を執行する。
- 5 試験委員長は、試験官に試験業務を行わせるものとする。

(受験票)

- 第3条 免許試験の実施に際しては、試験の不正を防止し、かつ、事務の適正と円滑を期する ため受験者に別記様式第1の「運転免許試験受験票」、別記様式第1の2の「再試験受験 票」、別記様式第1の3の「仮免許受験票」(以下「受験票」という。)を作成させるもの とする。
- 2 試験実施中は、受験票貼付の写真等によって受験者が申請者本人であることを確認するものとする。
- 3 第1項の受験票には、試験の結果を記入又は押印し、試験終了後本人に返還し、事後の試験に関する証票とする。

(試験問題等)

- 第4条 学科試験の問題は、試験委員においてあらかじめ作成し、試験副委員長が、保管する ものとする。ただし、仮免許試験にかかる業務を指定自動車教習所(以下「指定校」とい う。)に委託する場合、仮免許試験問題を指定校において管理者の厳重な管理のもと、施錠 できる保管庫に保管することができる。
- 2 学科試験又は技能試験コースの出題に当たっては、試験の都度その実施前に別記様式第2 の「試験問題出題伺」により試験副委員長の決裁を受けるものとする。
- 3 仮免許試験を業務委託で指定校で行う場合、試験の都度その実施前に管理者が試験委員に 出題を確認するものとする。

第2章 適性試験

(適性試験の実施要領)

第5条 適性試験は、試験場備付けの適性検査機器によって行う。ただし、精密検査を必要と する者については、試験副委員長の指示した他の方法による。

(適性試験の基準)

第6条 適性試験は、法第88条の欠格事由の有無及び法第91条の免許の条件を付する必要の有無並びに規則第23条の合格基準の合否について行い、その結果を受験票所定欄に記入するものとする。

第3章 学科試験

(学科試験)

第7条 学科試験は、正誤式の問題とし、運転免許(以下「免許」という。)の種類によって 別表第1「学科試験等合格基準」に示す出題数、制限時間及び合格基準により行うものとす る。

(答案用紙)

第8条 学科試験の答案用紙は、別記様式第3、別記様式第3の2及び別記様式第3の3の「学科試験答案用紙」を使用するものとする。

第4章 技能試験

(技能試験)

- 第9条 規則第24条第4項各号に定める自動車等の運転に必要な技能についての試験は、次に 掲げる能力について行うものとする。
- (1) 運転装置を操作する能力 アクセル、クラッチ、ブレーキ、ハンドル及びチェンジレバー等を操作しての発進、停 止、加減速、前進によるコース走行及び後退操作等
- (2) 交通法規に従って運転する能力 通行区分、交差点の通行、一時停止及び駐車等
- (3) 運転姿勢その他自動車を安全に運転する能力 運転姿勢、安全措置等

(試験コースの設定)

- 第10条 試験コースは、免許の種類ごとに、別表第2「場内試験課題設定基準」及び別表第3 「路上試験課題設定基準」に基づき、次のとおり設定するものとする。
  - (1) 大型自動車免許(以下「大型免許」という。)、中型自動車免許(以下「中型免許」という。)、準中型自動車免許(以下「準中型免許」という。)、普通自動車免許(以下「普通免許」という。)、大型自動車第二種免許(以下「大型第二種免許」という。)、中型自動車第二種免許(以下「中型第二種免許」という。)、普通自動車第二種免許(以下「普通第二種免許」という。)、大型自動車仮免許(以下「大型仮免許」という。)、中型自動車仮免許(以下「中型仮免許」という。)、準中型自動車(以下「準中型仮免許」という。)及び普通自動車仮免許(以下「普通仮免許」という。)にあっては、課題設定条件がおおむね同等で、かつ、走行順路の異なるコースを3種類以上
  - (2) その他の免許にあっては、課題設定条件がおおむね同等で、かつ、走行順路の異なるコースを2種類以上
- 2 立体障害物

場内で行う試験に用いるコースについては、別表第4「立体障害物設置基準」に基づき障害物を設けるものとする。

(試験用車両)

- 第11条 試験において使用する自動車は、別表第5「試験車両基準」によるものとする。 (技能検査)
- 第12条 法第89条第2項に規定する自動車の運転について必要な技能を有するかどうかについての検査は、運転免許技能試験の各基準によるものとする。

(再試験)

第13条 法第100条の2第1項に規定する再試験のうち技能に関するものについては、運転免許 技能試験の各基準によるものとする。

(技能審査)

第14条 規則第18条の5に規定する運転することができる自動車の種類の限定の解除を受ける ための審査(以下「技能審査」という。)は、別表第6「技能審査課題設定基準」及び別 表第7の2「自動三輪車又は軽自動車に限定されている者に対する技能審査採点基準」に 基づいて実施するもののほか、運転免許技能試験の各基準によるものとする。

(外国等の運転免許による運転免許試験の一部免除)

- 第15条 法第97条の2の規定による外国の行政庁の免許を有する者が自動車等を運転することに支障がないことの確認(以下「外免切替え」という。)は、別表第1「学科試験等合格基準」及び別表第9「外国免許の切替実技実施方法」に基づいて行うものとする。
  - (1) 自動車等の運転について必要な知識に関する質問は、別記様式第3の4の「知識に関する質問用紙」により実施するものとし、正解が10問中7問以上であった者に対し、自動車等の運転に関する実技を実施することができる。
  - (2) 自動車等の運転に関する実技の確認の判定は、別記様式第4の5「実技成績表(外免切替え)」により実施することとし、100ポイント中70ポイント以上で支障なしの基準とする。 (試験の実施手順)
- 第16条 試験コース及び試験車両の指定並びに試験官の配置は、試験副委員長が試験実施の直前に行うものとする。
- 2 受験者の確認

試験官は、受験票、運転免許証等によって受験者の確認を行うものとする。

なお、路上試験(大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び 普通第二種免許に係る技能試験、大型免許、中型免許及び普通免許に係る技能検査並びに準中型免許及び普通免許に係る技能再試験をいう。以下同じ。)を実施する前に、必ず試験用車両を運転することができる免許証を携帯していることを確認するものとする。

- 3 試験前の指示
- (1) 試験官は、受験者に対して試験開始前、次の事項について指示及び説明を行うものとする。
  - ア 試験中の事故防止
  - イ 試験課題履行条件及び試験中止事項
  - ウ 試験コースの走行順路
  - エ その他試験実施について必要な事項
- (2) 試験官は、受験者の服装等が不適切であると認めたとき(大型自動二輪車免許(以下「大型二輪免許」という。)及び普通自動二輪車免許(以下「普通二輪免許」という。)に係る試験の受験時にヘルメット、手袋、長袖服、長ズボン及び靴を着用していない場合又は大型二輪免許又は普通二輪免許以外の試験の受験時に和服、げた、サンダル又はハイヒールを着用している場合)は、その者の試験を延期するものとする。
- 4 試験中の指示

試験官は、受験者の運転する自動車に同乗して試験を行う場合においては、走行順路について受験者が運転に余裕を持てるよう教示の時機を十分考慮し、進行方向を指で指すなどして明確に教示を行うものとする。また、同乗以外の方法で試験を行う場合においては、走行順路を示した図を事前に配布するなど、できる限り受験者が走行順路を覚えられるような配慮をすること。

なお、走行順路の教示又は減点後の是正措置若しくは危険防止のための指示を除き、助言 等をしてはならないものとする。

5 試験後の指導・助言

試験官は、試験を終了した受験者に対し、当日の試験結果から見て運転上の重要なポイント又は今後の運転練習の努力目標について簡潔な指導・助言を行うものとする。

### 6 試験時等のならし走行

- (1) 場内試験(大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種 免許及び普通第二種免許以外の免許に係る技能試験並びに大型自動二輪車免許及び普通自 動二輪車免許に係る技能再試験並びに技能審査をいう。以下同じ。)については、原則と して受験者ごとにおおむね100メートル(カタピラ限定大型特殊自動車免許に係る技能試 験の場合は50メートル)のならし走行を行うものとする。
- (2) 大型免許、中型免許、大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能試験並びに大型免 許及び中型免許に係る技能検査については、原則として受験者ごとに場内コースでおおむ ね300メートル、路上コースでおおむね100メートルのならし走行を行うものとする。

なお、場内コースにおけるならし走行においては、路上試験の安全性の確保のため、受験者の運転技能の把握を行うものとし、この距離で運転技能の十分な把握ができなかった者については、さらに100~200メートルの走行を行っても差し支えないこととする。

また、路上コースに坂道がある場合には、場内ならし走行において坂道コースで上り坂 の停止及び発進も行うものとする。

- (3) 準中型免許及び普通免許に係る技能試験、技能検査及び技能再試験については、原則として受験者ごとに路上のみでおおむね100メートルのならし走行、普通第二種免許に係る技能試験については、原則として受験者ごとに場内コース及び路上コースでそれぞれおおむね100メートルのならし走行を行うものとする。
- (4) ならし走行から試験への移行については、下車しないこととし、路上ならし走行開始地点では必ず一旦停止させること。

(試験課題履行条件)

第17条 試験は、正確な法令履行及び正確な運転操作によって、道路及び交通の状況に応じて 安全かつ円滑な走行ができるかどうかについて行うものとする。

# 2 場内試験

場内試験の課題を履行する場合の条件は、次のとおりとする。

# (1) 採点の範囲

採点は、乗車する時から下車する時までの間について行うこと。ただし、乗車地点から 試験の起点に至るまでのならし走行中は採点しないこと。また、大型自動車及び中型自動 車の技能審査については、後方間隔を実施するため方向変換コースに再進入するが、後方 間隔を実施中は、「後方間隔不良」及び車体後部と立体障害物の「接触」以外は採点しな いこととする。

なお、乗車する時には「安全措置不適」の減点細目についてのみ採点を行い、ならし走行から試験に移行する際に一旦停車しない場合は、同時に「アクセルむら」、「エンスト」、「逆行」、「合図不履行等」及び「安全不確認」等の発進行為に係る減点細目についても採点すること。

# (2) 安全確認の方法

安全確認は、原則として直接目視及びバックミラーによること。

(3) コース

コースは、全て車道とみなす。

(4) 脱輪時の措置

車輪が縁石に乗り上げたとき (コース外に落輪したとき。) は、直ちに停止して、乗り上げる (落輪する。) 以前の地点まで戻って走行し直すこと。

(5) 指示速度による走行

周回コース又は幹線コースの速度指定区間においては、指示速度に従って走行すること (指示速度は、受験者に対し、現場で再指示するものとする。)。

(6) 鋭角コースの通過(大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能審 査の場合)

鋭角コースは、3回以下の切り返しによって通過すること。

(7) 上り坂の停止及び発進

指示した場所で停止し、直ちに発進すること(受験者に対し、現場で再指示するものとする。)。

(8) 方向変換

方向変換は、コース凹部に後退で入ること。ただし、大型自動車及び中型自動車に係る 技能審査については、後方間隔も実施すること。

なお、牽引車の方向変換については、方向変換のための後退を終了したときは、牽引車と被牽引車とを直線の状態で停止させること(直線の状態で停止させることは、受験者に対し、現場で再指示するものとする。)。

(9) 後方間隔 (大型自動車及び中型自動車の技能審査の場合)

試験官の誘導により方向変換コースに後退で進入した後に、車体後部の中央部分と方向変換コースに設置された障害物(方向変換コースに後方障害物が設置されていない等の理由がある場合は、運転者が視認できる高さの適当な場所に設置された障害物)との距離を、後退して0.5メートル以内とすること。最初の後退で0.5メートル以内とすることができなかった場合は、1回だけやり直しをするものとする。

(10) 路端における停車及び発進(大型自動車及び中型自動車の場合)

1回の停車により、車体を道路のできる限り左側端に道路と平行に沿わせ、かつ、車体の先端を指定された停止位置目標のポールに一致させること。1回の停車で履行条件を満たせなかった場合は、切り返しを行って停車位置に合わせること。停車完了後は、前方に発進して障害物に接触することなく通過すること(受験者に対し、現場で再指示するものとする。)。

なお、停止位置に合わせるための切り返しについては範囲の制限はないこととするが、 停止位置から前方に発進した後、障害物を避けて通過するために切り返しを行う場合は、 車体の先端が停止位置目標のポールより後方とならない範囲で行うこと。

(11) 隘路への進入 (大型自動車及び中型自動車の場合)

走行線から車輪をはみ出さずに走行し、そのまま停車することなくおおむね90度車体の 向きを変え、進入範囲(路面に引かれた2本のライン及びそれぞれのラインを後方に延長 した仮想線に挟まれた範囲)に車体の全部を入れること(進入範囲等は現場で再指示する ものとする。)。

なお、おおむね90度車体の向きを変えた後、進入範囲に車体を入れるために切り返し等を行う場合は、前方は限界線を車体の一部が超えない範囲、後方は2本のラインの後端を後輪が超えない範囲で行うこと。

### (12) 走行終了時の措置

走行を終了したときは、駐車状態にするほか、次のとおりとすること。

- ア 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車(以下、「四輪車」という。)は、車体の先端を、指示した停止目標物(ポール等)に一致させる。ただし、バス型の自動車は中央ドアの中心を、指示した停止目標物に一致させる。
- イ 大型特殊自動車(以下「大特車」という。)で作業機具を接地させる構造のものは、 前記アのほか作業機具を水平に接地させる。
- ウ 大型自動二輪車及び普通自動二輪車(以下「二輪車」という。)は、前車輪の先端を 停止目標物(ポール等)に一致させ、サイドスタンド(サイドスタンドのない車両は、 メインスタンド)を立てる。
- (13) 特別コースの走行 (二輪車の場合)
  - ア 直線狭路コースの走行

直線狭路台手前の指定地点で一旦停止し、直線狭路台を着座姿勢により、大型自動二輪車(以下「大型二輪車」という。)にあっては10秒以上、普通自動二輪車(以下「普通二輪車」という。)にあっては7秒以上、普通二輪車で総排気量0.125リットル以下の限定条件の付されたもの(以下「小型二輪車」という。)にあっては5秒以上の所要時間で走行すること。

イ 連続進路転換コースの走行(小型二輪車を除く。)

立体障害物の間を順にS字状に、かつ、大型二輪車にあっては7秒以下、普通二輪車にあっては8秒以下の所要時間で走行すること。

ウ 波状路コースの走行(大型二輪車に限る。)

立ち姿勢(オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型二輪車又は普通二輪車(以下「AT二輪車」という。)の場合は着座姿勢)により、できる限り遅い速度で走行すること。

エ 指定速度からの急停止

指定速度(大型二輪車及び普通二輪車は40キロメートル毎時、小型二輪車は30キロメートル毎時の速度とする。)を保ち、指定位置(急制動開始線をいう。)で急制動を行い、車輪をロックさせずに急停止区間内で安定した停止をすること。

オ 側車付き二輪車は、「エ」の項目(指定速度からの急停止)のみ行うものとする。

### 3 路上試験

路上試験の課題を履行する場合の条件は、次のとおりとする。

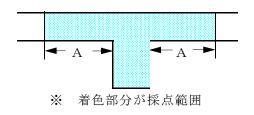
### (1) 採点の範囲

ア 路上コースの採点は、乗車する時から下車する時までの間について行うこと。ただし、 乗車地点から試験の起点に至るまでの場内コース走行中及び路上ならし走行中並びに場 内の発着点において下車する場合の場内コース走行中は採点しない。

なお、乗車する時には「安全措置不適」の減点細目についてのみ採点を行い、路上ならし走行から試験に移行する際に一旦停車しない場合は、路上ならし走行発進時に「アクセルむら」、「エンスト」、「逆行」、「合図不履行等」及び「安全不確認」等の発進行為に係る減点細目についても採点すること。また、場内の発着点において下車する場合においては、場内の発着点に停車する際に「駐停車方法違反」、「駐車措置違反」、「合図不履行等」及び「安全不確認」等の駐車行為に係る減点細目について採点し、かつ、大型二種免許及び中型二種免許に係る路端への停車及び発進の3回目を場内の発着点等で実施する場合は、当該課題実施時に「停止位置不適」、「停車方法違反」、「合図不履行等」、「安全不確認」及び「後車妨害」等の当該課題の実施に係る減点細目についても採点すること。

イ 場内コースにおける方向変換の採点については、方向変換コースの出入口部の採点範囲内に車体の一部が入り始めてから、方向変換を実施後に出入口部の採点範囲から車体の全部が出るまでの間について行うこと。ただし、採点範囲から出ている車体部分については、採点しないこととする。

なお、大型自動車及び中型自動車については、後方間隔を実施するため方向変換コースに再進入するが、後方間隔を実施中は、「後方間隔不良」及び車体後部と立体障害物の「接触」以外は採点しないこととする。

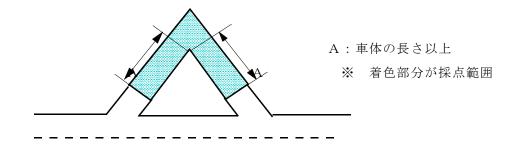


	Aメートル	
普通自動車・	F 0	
準中型自動車	5.0	
中型自動車	8. 0	
大型自動車	10.0	

ウ 場内コースにおける縦列駐車の採点については、縦列駐車コースと平行に停止してから、駐車範囲内(コースに設置された立体障害物の右側端を結ぶ線の内側)に車の全部 を入れ、その範囲から車体が全部出るまでの間とする。

なお、大型自動車及び中型自動車については、後方間隔を実施するため縦列駐車コースに再進入するが、後方間隔を実施中は、「後方間隔不良」及び車体後部と立体障害物の「接触」以外は採点しないこととする。

エ 場内コースにおける鋭角コースの採点については、鋭角コースの採点範囲内に車体の 一部が入り始めてから、そのコースの採点範囲から車体の全部が出るまでの間とするこ と。ただし、採点範囲から出ている車体部分及びコース進入時の右左折行為のみに伴う 後輪の脱輪については、採点しないこととする。



(2) 安全確認の方法 場内試験に準じる。

(3) 路端への停車及び発進(準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二免許の場合)

ア 準中型免許及び普通免許に係る路端への停車及び発進は、試験官からの「停車可能な場所で停車してください」という趣旨の合図の後、合理的かつ速やかに停車すること。

イ 大型第二種免許及び中型第二種免許に係る路端への停車及び発進は、指定された目標物を車両の中央ドア(前部ドアしかない車両の場合は、幅おおむね1メートルの中央ドアを想定した表示)の中心に合わせること。

路端への停車及び発進は3回実施するが、路上で2回しかできなかった場合は、3回 目の路端への停車及び発進は場内の発着点等で実施することとする。

ウ 普通第二種免許に係る路端への停車及び発進における指定場所による停車は、指定された目標物を左側後部のドアの中心に合わせること。また、直前合図による停車は、試験官からの「停車可能な場所で停車してください。」という趣旨の合図の後、合理的に最も近接した場所に停車することとするが、停車禁止場所を含んだ箇所での直前合図による停車の場合は、停車禁止場所を避けた上で合理的に最も近接した場所に停車すること。

指定場所における停車は1回、直前合図による停車は3回実施することとする。

- エ 路端に停車する際には、ドアを開ける分の幅は考慮しないこととし、停車時は、シフトレバーはニュートラル (AT車はパーキング)とし、サイドブレーキ及びブレーキペダル等によるブレーキを効かせていること。また、試験官の発進合図の後に発進すること。
- (4) 転回(普通第二種免許の場合)

試験官に指示された区間内で、できる限り速やかに転回すること(試験官は、転回区間の100メートル以上手前の地点で走行中に指示すること。)。

転回を行うに当たっては、中央線に寄ってから行う又は一旦左側で停車してから行う等の方法でも良いが、交差点の交差路又は道路外の施設の出入口に一旦入り込んでのスイッチターン(道路が、積雪又は凍結している場合を除く。)や、信号機のある交差点での転回は行わないこと。

(5) 脱輪時の措置(場内コースの場合) 場内試験に準じる。

(6) 鋭角コースの通過(場内コースの場合) 場内試験に準じる。

(7) 方向変換(場内コースの場合)

方向変換は、コース凹部に後退で入ること。ただし、大型自動車及び中型自動車に係る 試験については、後方間隔も実施すること。

(8) 縦列駐車(場内コースの場合)

コースに平行して停止した後に後退を開始し、駐車範囲内(縦列駐車コースに設置された立体障害物の右側端を結ぶ線の内側)に車体の全部を入れた後に発進すること(駐車範

囲等は、受験者に対し現場で再指示するものとする。)。ただし、大型自動車及び中型自動車に係る試験については、後方間隔も実施すること。

(9) 後方間隔 (大型自動車及び中型自動車の場内コースの場合)

試験官の誘導により方向変換コース又は縦列駐車コースに後退で進入した後に、車体後部の中央部分と方向変換コース又は縦列駐車コースに設置された障害物(方向変換コースに後方障害物が設置されていない等の理由がある場合は、運転者が視認できる高さの適当な場所に設置された障害物)との距離を、後退して0.5メートル以内とすること。

最初の後退で0.5メートル以内とすることができなかった場合は、1回だけやり直しをするものとする。

(10) 走行終了時の措置

走行を終了したときは、駐車状態とすること。

(11) 実施上の留意事項

ア 路上試験は、場内コースと路上コースとも同一の受験者に対して同一の試験官とする。 イ 路上試験中の停車の際、又は受験者の交替時等には、停車合図の後に非常点滅表示灯

をつけても差し支えないものとする。

ウ 路上試験の安全性の確保のため、準中型免許及び普通免許を除き、場内コースを先に 実施するものとする。準中型免許及び普通免許における場内コースについては、路上コ ースの後に実施するものとする。

(採点)

## 第18条 採点方法

- (1) 試験の採点は、別表第7「採点基準」に定める減点事項に該当するものについて減点し、 別表第8「採点基準細目一覧表(路上)」及び別表第8の2「採点基準細目一覧表(場 内)」に準じた別記様式第4、別記様式第4の2、別記様式第4の3の「技能試験成績 表」、別記様式第4の4の「技能審査成績表」、及び別記様式第4の5の「実技成績表」 に記録して行うものとする。ただし、道路(コース)の形態、交通の状況、走行順路の設 定方法等から減点することが明らかに不合理な場合は減点しないものとする。
- (2) 採点は回数減点を原則とする。ただし、採点基準に定める「特別減点細目」に該当する ものについては、1回目は減点を保留するが、2回以上該当した場合は、遡って1回目か らその全てを減点する。
- 2 路上試験における是正措置
- (1) 次の場合は、試験官補助を適用して是正するものとする。

ア 採点基準に定める危険行為等に該当するおそれがあるとき。

- イ 周囲の状況から危険のおそれがある法令違反が行われようとしたとき。
- ウ 周囲の状況から危険のおそれがある運転操作が行われようとしたとき。
- (2) 他の交通の円滑を妨げるおそれがある法令違反又は運転操作が行われようとした場合には、該当する減点細目を適用し、注意を与えて是正させるものとする。
- 3 走行順路を間違えた場合等の措置

試験において走行順路を間違えた場合は、直近の道路(場内試験にあっては、直近の幹線 コース又は周回コース)を前進う回して正規の走行順路に復帰するものとする。この場合に おいて、走行順路を間違えたことについては減点しないが、正規の走行順路に復帰する間に ついては採点の範囲とする。

(合格基準)

### 第19条 合格基準

試験の成績は100点満点とし、免許の種類ごとに次に掲げる得点のものを合格とする。

- (1) 第二種運転免許は80点以上
- (2) 第一種運転免許、準中型仮免許及び普通仮免許は70点以上
- (3) 大型仮免許及び中型仮免許は60点以上

(試験の中止)

第20条 次に掲げる事項に該当したときは、試験を中止するものとする。

(1) 危険行為等

別表第7「採点基準」に定める次の事項に該当したとき。

ア 場内試験

逆行(大)、発進不能、指定速度到達不能、急停止区間超過、暴走、転倒、通過不能、 脱輪(大)、接触(大)、右側通行、安全地帯等進入、後車妨害、信号無視、進行妨害、 横断等禁止、指定場所不停止、安全間隔不保持、踏切不停止等、追越し違反、割込み、 安全運転義務違反

# イ 路上試験

逆行(大)、発進不能、暴走、ふらつき(大)、通過不能、脱輪(大)、接触(大)、右側通行、安全地帯等進入、後車妨害、信号無視、進行妨害、横断等禁止、指定場所不停止、歩行者保護不停止等、安全間隔不保持、踏切不停止等、追越し違反、割込み、安全運転義務違反、通行禁止違反等

(2) 試験官補助

試験中に、危険を回避するため試験官がブレーキ若しくはハンドルを操作した場合、又は試験を同乗以外の方法で行うときなど、試験官が直接ブレーキ等の操作ができないときに、口頭による指示等の手段によりこれにかわる補助を行った場合

(3) 減点超過

減点した合計点によって、合格基準に定める免許の種類ごとの成績を得ることができないことが明らかとなった場合

(4) 指示違反

試験実施のための指示をしたにもかかわらず、これに従わない場合

第5章 試験結果処理

(試験結果の取扱い)

第21条 適性、学科又は技能試験の結果は、それぞれ受験票の該当欄に、別記様式第5の「合格」、「免除」又は「不合格」の印を押すものとする。

(試験結果の処理)

第22条 免許試験の実施結果は、別記様式第6の「自動車等運転免許試験結果報告書」により 関係書類を添え、公安委員会の決裁を受けるものとする。

(申請書の処理)

- 第23条 免許申請書は、合格のものについては別記様式第7の「試験合格印」を、不合格のものについては別記様式第8の「試験不合格印」を押印するものとする。
- 2 仮免許申請書及び同受験票には、合格のものについては別記様式第9の「仮免許試験合格 印」を、不合格のものについては別記様式第10の「仮免許試験不合格印」を押印するものと する。

第6章 緊急自動車の運転資格審査

(緊急自動車の運転資格審査)

第24条 規則第15条の2の規定による緊急自動車の運転資格の審査は、別表第10「緊急自動車 運転資格審査の内容」に基づいて行うものとし、審査の判定は、別記様式第4の6の「緊急 自動車審査判定表」に基づいて行うものとする。

第7章 試験官

(試験官)

#### 第25条 試験官の指定

規則第24条第8項に規定する公安委員会の指定は、別記様式第11の「試験官指定書」(以下「指定書」という。)を交付して行うものとする。

2 試験官の資格要件

試験官としての資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 巡査部長以上の階級にある警察官又はこれに相当する警察職員であること。
- (2) 25歳以上の者であること。
- (3) その者が従事する試験に用いられる自動車に係る免許(仮免許を除く。)を現に受けて おり、かつ、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転経験の期間が 通算して3年以上の者であること。ただし、二輪車に係る免許についての試験にあっては、 二輪車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。
- (4) 交通の方法に関する教則の内容となっている事項、技能試験の実施に関する知識、自動 車の運転技能の評価方法に関する知識、技能試験官として必要な運転技能及び自動車の運 転技能に関する採点方法など必要な知識を有するものであること。

# 3 試験官の教養

(1) 試験官として新たに指定を受けようとする者(以下「新規指定者」という。)及び試験官の職から離れていた者で再度試験官として指定を受けようとする者(以下「再指定者」という。)に対しては、次の表に掲げる区分に応じ教養を行うものとする。ただし、交通警察業務について相当の経験を有する者が、教養を受けようとする場合には、適宜、教養の科目及び時間の一部を省略することができる。

項	科	指定	種 別
目		新規指定者	再指定者
一般	運転免許制度の教養	2時間以上	_
	試験官の心構え	2 "	2 時間以上
教	運転免許事務の概要	3 "	_

養	運転心理	3 "	_
	計	1 0 "	2時間以上
	交通の方法に関する教則の内容となっている事項	60 "	4 "
基	自動車の構造及び取扱いの方法	20 "	3 "
礎	自動車の安全な運転に関する知識	50 "	4 "
教	試験官として必要な自動車の運転技能	90 "	8 "
養	運転免許試験に関する法令等の知識	3 0 "	2 "
	計	250 "	21 "
	技能試験の実施に関する実務	20 "	3 "
実	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	150 "	15 "
務	自動車の運転技能に関する採点方法	1 2 0 "	10 "
教	試験実施基準に関する知識	1 3 0 "	1 2 "
養	計	4 2 0 "	4 0 "
	合 計	680 "	63 "

(2) 試験官に対し、技能試験の実施に必要な事項について、月10時間以上の教養を行うものとする。

(指定書の交付)

第26条 第25条の規定により、指定を受けた試験官に対しては別記様式第11の「試験官指定 書」を交付するものとする。

(指定書の返納)

第27条 指定を受けた試験官が転任・退職等により、その職を去ったときは、速やかに試験官 指定書を返納するものとする。

第8章 雑則

(実施要領等の委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、免許試験の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附則

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

(別表・別記様式 省略)